

第二十三号議案

江戸川区総合体育館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区総合体育館条例の一部を改正する条例

江戸川区総合体育館条例（昭和四十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「スポーツ・レクリエーション」を「スポーツ及びレクリエーション」に、「めざし」を「目指し」に改める。

第三条中「に定める」を「の」に改め、同条第三号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条中「場合」を「とき」に改める。

第七条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第八条ただし書中「事由」を「理由」に改める。

第九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十条第一項中「終わった」を「終わった」に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等」に改める。

第十二条中「及び」を「若しくは」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

第十六条中「の各号」を削る。

別表第一貸切利用料金の表主競技場の項中「九、二六〇円」を「九、四三〇円」

に、「一二、三四〇円」を「一二、五七〇円」に、「一八、五一〇円」を「一八、八五〇円」に、「四〇、一一〇円」を「四〇、八五〇円」に改め、同表柔道場の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「六、七九〇円」を「六、九二〇円」に改め、同表剣道場の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「六、七九〇円」を「六、九二〇円」に改め、同表アーチェリー場の項中「三、五〇〇円」を「三、五六〇円」に、「四、九四〇円」を「五、〇三〇円」に、「六、九九〇円」を「七、一二〇円」に、「一五、四三〇円」を「一五、七一〇円」に改め、同表エアライフル射場の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「六、七九〇円」を「六、九二〇円」に改め、同表卓球場の項中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一五〇円」に、「六、七九〇円」を「六、九二〇円」に改め、同表温水プールの項中「九、二六〇円」を「九、四三〇円」に、「一二、三四〇円」を「一二、五七〇円」に、「一八、五一〇円」を「一八、八五〇円」に、「四〇、一一〇円」を「四〇、八五〇円」に改め、同

表会議室の項中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「五、三五〇円」を「五、四四〇円」に改め、同表備考第一号中「区民」を「江戸川区民」に改め、同表備考第三号中「スポーツ・レクリエーション」を「スポーツ及びレクリエーション」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。